

行政書士業務の共通項

1、行政書士業務の根幹

行政書士法一条、一条の二によると行政書士業務は

- 1、「官公署に提出する書類」
- 2、「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」

を作成することを業とする。ということになる。

さらに言えば「官公署に提出する書類」とは「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」にほかならないのではないかと？

例 1、行政書士の業務

建設業許可に関する提出書類の財務諸表等も「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」にほかならない。

例 2、他士業の業務

他士業の書類提出業務に関する添付書類も「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」にほかならない。だから付随業務としてこれらの書類が作成できるとしないと業務自体が成り立たないだろう。申請書一枚だけの作成と申請代理だけだと依頼者の期待に応えられないからだ。

2、行政書士業務の最大の特徴と共通項

行政書士業務の根幹をなすのは「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」の作成である。

建設業許可、運輸業許可、風俗営業許可、農地転用許可等多種多様の業務もすべて「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」の作成が業務の中核になる。

なぜなら申請書作成、申請代理だけでは業務にならない

3、行政改革と行政書士業務

仮に行政改革により許認可の多くが官公署の扱いでなくなったとしても、届け出書類の多くは「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」にほかならない。

故に行政書士だけが、広範囲の許認可に関する「専門家」と主張できる。

4、これからの行政書士のあり方

[1] 外部に対して。

行政書士はあらゆる「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」の作成を通じて国

民の権利擁護に役立つ存在であるという共通認識と持って国民に対して強くアピールをするべきである。

[2] 例外

社会の変化等により国民の利便を考えて判断しなければ単なる職業的エゴと考えられる部分はあると思う。

例 システムが出来上がっていて、そのシステムを使うほうが国民にとって便利である場合等である。

[3] 業務の将来性

新しい制度、法律が生まれてくるたびに「権利義務又は事実証明に関する書類（図面類を含む）」は変化しながらも増えていく。

その作成を通じて国民に貢献できることをアピールし続けて、国民の理解を得られる限り、行政書士は生き続けることができる。

[4] 提言

各行政書士が共通項を持つという強い意識を持って団結して国民に訴え続けることが一番大切なのではないか。

そのためには、強い危機感と組織的な活動が不可欠である。

行政書士制度研究特別委員会 委員長 正岡 教明